

事 務 連 絡
令和2年2月17日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)

食品による子どもの窒息事故に関する企業主導型保育施設への
注意喚起について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応については、別添の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号)(以下「ガイドライン」という。)においてお示ししているところです。

今般、保育施設において誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、別添ガイドライン及び消費者庁による注意喚起資料を改めて周知するため、内閣府・消費者庁・文部科学省・厚生労働省の連名で別紙事務連絡「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」が発出されたところです。

つきましては、別添事務連絡の趣旨を御理解いただき、企業主導型保育事業実施者へ御周知いただきますようよろしくお願いいたします。